

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
通告します。

平成31年2月15日
東村山市議会議長 宛

議席番号 7番
質 問 者 蜂屋 健次

記

1. 運動公園D51 修繕か解体か結論は待ったなし・心待ちする子どもたちのた めに

- 1 D51 修繕に対する進捗状況を伺う
- 2 見積もり額、業者名、修繕工事の範囲、工期等内容を伺う
- 3 市民から展示の在り方について市長の耳に、どのような意見が入っているか市長に伺う
- 4 これ以上の放置は避けなければと考えるが、修繕か解体か見積もりを確認した市長の見解を伺う

2. 緑の保護と育成に関する条例は誰の為に有るのか？

緑を本気で残すために、緑地保護区域を全市民と共に考えるべき

- 1 何のために誰のために固定資産税が減免なのか伺う
- 2 納税の義務、税の公平性を考慮しこの条例をどう考えるか見解を伺う
- 3 市民にこの固定資産税の減免の制度をどの様に周知し理解を求めてきたのか伺う
- 4 納税者の市民からこの税減免の土地に関してどの様な対応を求める声があるか伺う
- 5 ルールを守らない地権者からは税金を徴収すべきと考えるが市長の見解を伺う

以 上